

留 意 事 項

前払金請求について

前払金の請求可能金額については、監督員へ確認のうえ、請求書を提出してください。

また、0 県債、0 国債に係る契約の場合には、前払金の請求時期が翌年度の 4 月 1 日以降となります。

なお、債務負担行為による工事（業務）の場合は、各会計年度の支払い限度額により請求できる金額が異なりますので、必ず監督員にご確認ください。

雇用関係確認書類について

現場代理人等指定通知書に添付する現場代理人及び主任技術者等の雇用関係を確認する書類については、従前は健康保険証の被保険者証の写しを添付いただいておりますが、以下のいずれかの書類を添付いただきますようお願いいたします。なお、個人情報に係る部分（保険者番号・税額・標準報酬月額など）については、見えないように黒塗り等でご対応をお願いいたします。

- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・所属会社の雇用証明書の写し（様式任意）

健康保険資格確認書は、事業主の記載がないため不可